

第164期定時株主総会 招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 当社の財務及び事業の方針の決定を
支配する者の在り方に関する基本方針
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結計算書類の連結注記表
- ⑤ 株主資本等変動計算書
- ⑥ 計算書類の個別注記表

第164期（2021年4月1日～2022年3月31日）

保土谷化学工業株式会社

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hodogaya.co.jp/>）に
掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。
なお、本記載事項は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を
作成する際に行った監査の対象に含まれております。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）に関して、会社法及び金融商品取引法に基づき、取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

（1）取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動指針」、「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる規程を定め、取締役、執行役員及び従業員

（以下、「取締役等」という。）は、これらの規程を遵守し、法令、定款及び社会規範に則って行動します。

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の活用等により取締役会の監督機能を強化しています。監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査等を行います。また、取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督します。

内部統制部は、「会社法」及び「金融商品取引法」上の内部統制システム構築を推進するとともに、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社グループの取締役等に対する教育を行います。また、同部は、法令上疑義のある行為等について、取締役等が直接情報提供を行う手段として「内部通報規程」に基づき「内部通報制度」を設置・運営します。

（2）取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、「情報管理規程」等に従い、取締役の職務執行に関する情報を記録し、保存します。取締役は、「情報管理規程」等により、常時、これらの情報を閲覧できます。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、当社グループに損害を与える違法行為、品質、天災その他のリスクについて、「リスクマネジメント委員会規程」に基づきリスク管理を行うとともに、「危機管理規程」に基づき損害を最小化します。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われるようにします。執行役員は、取締役会が決議した中期経営計画を達成するため、会社の権限分配及び意思決定ルールに基づいて、効率的な達成の方法を定め、月次の損益に関する会議等において定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ、改善を促します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、グループ一体運営の確保によりグループ全体での企業価値向上を図ることを目的とする「関係会社管理規程」及び「規程管理規程」に基づき、定期的にグループ会議を開催し、グループ経営を円滑に遂行します。当社グループにおける損失の危険の管理及びコンプライアンスについては、経営企画部及び内部統制部において管理運営する体制を採ります。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性に関する事項

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

- ①監査等委員会に置かれた事務局は、監査等委員会からの協力要請に従い、その職務を補助します。
- ②内部監査部及び内部統制部は、その実施する監査に関する年度計画について、事前に監査等委員会に説明し、監査等委員会から、その修正等を求められた場合は、対応します。
- ③内部監査部及び内部統制部は、監査の実施状況について、監査等委員会に適宜報告を行い、監査等委員会が、必要があると認める場合は、追加実施等を行います。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

監査等委員会の事務局に所属する従業員の採用・異動については、あらかじめ監査等委員会の同意を要します。

(8) 当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）が監査等委員会に報告をするための体制並びに監査等委員会へ情報提供をした取締役等（監査等委員である取締役を除く。）に不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

- ①当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに応じます。
- ②当社グループの取締役等（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの業務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、その内容について直ちに監査等委員会に報告します。
- ③当社グループは、監査等委員会に対して報告をした取締役等について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、次の内容を含む「監査等委員会規程」及び「監査等委員会の職務の執行の補助に関する規程」を制定し、適切に運用します。

当社は、監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当社に対し請求を行った場合、当該請求に関する費用又は、債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができません。

(10) ITの活用

当社グループは、内部統制を達成するため、ERPシステム導入により、ITセキュリティの確保、ファイル管理の明確化（証跡管理）等を行います。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

(1) 法令等遵守に関する取り組み

法令及び社内規程類の遵守を目的として、役員や従業員に向けた、コンプライアンス研修を実施しています。

法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、当社内部統制部長及び外部弁護士を通報先とする内部通報窓口を設置し、コンプライアンス研修等を通じて、従業員へ周知しています。

(2) リスク管理に関する取り組み

リスクマネジメント委員会を定期的に開催し、当社グループ全体として、リスク認識を図った上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しています。

情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程類を整備し、コンプライアンス研修等を通じて啓発活動を実施しています。

(3) 業務の効率性向上に関する取り組み

当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を取締役社長に委任し、迅速な経営判断、業務執行を実施しています。

その一方で、取締役会において、業務執行の状況を定期的に報告し、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について、議論しています。

(4) 監査等委員会に関する取り組み

監査等委員は、取締役会等の重要な会議の出席等を通じ、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を実施しています。

監査等委員会は、内部監査部及び内部統制部が行った監査に関する報告を受ける他、当社グループ全体として、効果的な監査を実施できるよう、内部監査部及び内部統制部との緊密なコミュニケーションを図っています。

【ご参考】

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況については、次のとおりであります。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、「企業行動指針」において、法令、社内規程、及び社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い、ステークホルダー（利害関係者）と公正・公明な関係を維持し、公正な取引を行うことを掲げています。その上で、社会規範に適合した行動をとることが、当社の健全な発展のために不可欠との認識で「コンプライアンス行動方針」を策定し、反社会的勢力・団体に対して断固たる行動をとることとし、一切の関係を遮断することを掲げています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力との関係を遮断する目的で「反社会的勢力対応要領」を策定し、担当統括部門を総務担当部門に一元化しています。

また、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との連携を密にして情報交換を行い、各事業所及びグループ会社へ情報を周知することにより、体制の整備を図っています。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2014年6月26日開催の当社第156期定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

(以下、「会社の支配に関する基本方針」という。)を導入しました。

2017年6月28日開催の当社第159期定時株主総会において継続し、

2020年6月24日開催の当社第162期定時株主総会において、再度継続いたしました。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。

その中で、当社のグループ会社は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、

お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、

常に、高品質の製品やサービスを提供しております。

そして、そのことが、当社グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を築いております。

こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、当社グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。

また、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していくことで、

グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ会社での、シナジー効果の発揮に加え、

得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、

当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び企業価値の

源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させることを目指すものでなければならないと考えております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、第162期定時株主総会で、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策

(以下、「本対応策」という。)の継続の件につき、株主の皆様からご承認をいただきました。

本対応策の特徴は、以下のとおりです。

1. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される独立委員会が、取締役会に対し、対抗措置の発動に関する勧告を行うものとし、取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重します。
2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるときには、取締役会は、独立委員会に対して諮問し、独立委員会から、対抗措置の発動の是非について、株主総会に諮るよう勧告されたときには、取締役会は、必ず、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。
3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと取締役会が判断する場合には、取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問し、大規模買付ルールが遵守されておらず、対抗措置を発動すべきであると独立委員会が勧告する場合には、取締役会は、必ず、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。
4. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」を、「いわゆる高裁4類型」及び「強圧的二段階買収」に限定します。
5. 基本方針に照らして不適切な者に該当しない株主の皆様が、対抗措置の発動によって法的権利及び経済的利益が損なわれることはありません。

(3) 上記(2)の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

本対応策は、株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものであり、当社の株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、株主の皆様が、必要かつ十分な情報及び一定の検討期間を確保することによって、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かをご判断できる仕組みとなっております。

本対応策の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第165期定時株主総会の終結時までとしており、その後も継続する場合は、定時株主総会において株主の皆様はその可否を判断していただくことになっております。

さらに、有効期間の満了前であっても、株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会において、本対応策を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本対応策は変更又は廃止されることから、株主の皆様の意思が反映される内容となっております。

対抗措置の発動等に際しては、取締役会は、独立委員会に諮問します。

独立委員会は、必要に応じて、専門家等の助言を得た上で取締役会に対して勧告を行い、

取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重します。

これにより取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

また、大規模買付ルールを遵守して行われる大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合は、必ず株主総会を招集し、付議しますので取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

以上のことから、上記(2)の取り組みは、(1)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,196	8,716	14,119	△1,670	32,362
会計方針の変更による累積的影響額			△52		△52
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	11,196	8,716	14,067	△1,670	32,310
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△435		△435
親会社株主に帰属する当期純利益			3,251		3,251
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		1		7	8
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	1	2,816	3	2,821
当連結会計年度末残高	11,196	8,718	16,883	△1,666	35,131

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,657	2,784	872	6,314	4,977	43,654
会計方針の変更による累積的影響額						△52
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,657	2,784	872	6,314	4,977	43,602
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△435
親会社株主に帰属する当期純利益						3,251
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						8
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額 (純額)	△353	—	323	△30	1,518	1,488
当連結会計年度変動額合計	△353	—	323	△30	1,518	4,310
当連結会計年度末残高	2,303	2,784	1,196	6,284	6,496	47,912

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	SFC CO.,LTD. 保土谷ロジスティックス株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	保土谷テクノサービス株式会社
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数	—
会社の名称	—

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称	保土谷テクノサービス株式会社
持分法を適用していない理由	各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち保土谷（上海）貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法(一部の連結子会社は移動平均法又は個別法)による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び一部の連結子会社は定額法、他の連結子会社は定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法)によっております。

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんは、5年間で均等償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、一時償却しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準による当期負担額を計上しております。

③完成工事補償引当金

一部の連結子会社は、完成工事に係る瑕疵担保費用の支出に備えるため、将来の補償見込額を計上しております。

④環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用等の見込額を計上しております。

(追加情報)

補修工事関連引当金

一部の連結子会社は、取扱製品に関わる施工工事についての補修及び付帯費用に備えるため、発生実績等に基づいて算定した将来の補修費用等の見込額を計上しております。
これに伴い、当連結会計年度の特別損失として、112百万円を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金の会計処理方法については、当該制度に基づく期間における要拠出額をもって、費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、

退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた、簡便法を適用しております。

(2) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

為替予約取引については、基本的に外貨建取引の成約高の範囲内で行い、金利スワップ取引については、

基本的に金利変動リスクをヘッジする目的として行い、投機的な取引は行わない方針であります。

また、ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①製品及び商品の販売

機能性色素セグメント、機能性樹脂セグメント、基礎化学品セグメント、アグロサイエンスセグメントでは、製品の製造・販売並びに商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

②工事契約

機能性樹脂セグメントの連結子会社においては、顧客との工事契約を締結しております。一時時点で履行義務が充足する取引については、当該時点にて収益を認識しております。一方、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足に係る進捗度に基づき工事請負の収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

③物流関連

物流関連セグメントの連結子会社においては、倉庫業、貨物利用運送事業等を主な事業として行っております。これらについては、役務提供が完了した時点で保管・輸送等の収益を認識しております。

なお、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するものと交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来、国内の製商品の販売においては出荷時に収益を認識しておりましたが、顧客に製商品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識するように変更しております。また、顧客との約束がサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識している他、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料等を収益から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が4,777百万円減少し、売上原価は4,760百万円減少し、営業利益は32百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ35百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は52百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

7. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	232

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

ただし、繰延税金資産の回収可能性に不確実性がある場合は、評価引当額の計上を行い、将来実現する可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

② 算出に用いた主要な仮定

当社グループは、課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定については、主に将来の市場動向、主要原材料価格の動向等を基に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は、主に将来の課税所得の見積りによるところが大きく、主要な仮定である将来の市場動向や主要原材料価格の動向の予測は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 15百万円

(2) 担保に係る債務

仕入債務 21百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 45,964百万円

3. 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入金に対し、保証を行っております。

共同過酸化水素株式会社 200百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(2,784百万円)を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債(1,228百万円)を固定負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成11年3月31日公布政令第125号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日及び2001年12月31日

2000年3月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△2,608百万円であり、2001年12月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△126百万円であります。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
茨城県つくば市	社宅	建物及び土地

当社グループにおけるグルーピングの方法は、社内の管理会計上の事業区分に基づく方法により行っております。上記の建物及び土地については、社員寮の設備の老朽化及び利用者の減少を踏まえ、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失532百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物148百万円、土地383百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、建物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	8,413,726株	－株	－株	8,413,726株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	497,405株	756株	2,123株	496,038株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 756株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式報酬制度に伴う譲り渡しによる減少 2,123株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①決議 2021年5月14日取締役会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 197百万円

1株当たり配当額 25円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月25日

②決議 2021年10月29日取締役会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 237百万円

1株当たり配当額 30円

基準日 2021年9月30日

効力発生日 2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決定日 2022年5月16日

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 237百万円

1株当たり配当額 30円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、主として金融機関借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、定期的に顧客の状況を調査し、与信管理を行っております。

有価証券であるMMFは、市場価格の変動リスクに晒されていますが、預金と同様の性格を有するものであり、実質的に元本の毀損の恐れがほとんどないものであります。

また、外貨建ての売掛金及び買掛金に係る為替の変動リスクは、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として株式で、これに係る市場価格の変動リスクは、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は、運転資金及び設備投資資金であります。借入金に係る金利変動リスクは、その一部について金利スワップ取引を利用して、支払利息の固定化を実施し、リスクをヘッジしております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い、投機的な取引は行わないこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、

次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。有価証券であるMMFは、実質的に預金と同様の性格を有し、元本の毀損の恐れが極めて小さく時価評価を要しないことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券(※2)	7,168	7,168	—
(2) 長期借入金	(4,370)	(4,354)	(15)
(3) デリバティブ取引	—	—	—

(※1)負債に計上されているものは()で示しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	819

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券				
株式	7,168	—	—	7,168
資産 計	7,168	—	—	7,168

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券				
外国国債	—	0	—	0
資産 計	—	0	—	0
長期借入金	—	4,354	—	4,354
負債 計	—	4,354	—	4,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券 その他有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、外国国債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計
	機能性色素	機能性樹脂	基礎化学品	アグロサイエンス	物流関連	計		
日本	1,506	6,048	6,743	4,460	1,780	20,538	164	20,702
韓国	10,217	24	—	—	—	10,241	—	10,241
中国	5,045	432	9	—	—	5,488	—	5,488
その他アジア	331	467	—	—	—	799	—	799
北アメリカ	339	473	—	378	—	1,190	—	1,190
ヨーロッパ	139	3,130	—	—	—	3,270	—	3,270
その他	1	184	—	—	—	186	—	186
顧客との契約から生じる収益	17,581	10,760	6,753	4,838	1,780	41,715	164	41,879
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	17,581	10,760	6,753	4,838	1,780	41,715	164	41,879

(注1) 各セグメントの主な製品

- (1)機能性色素・・・トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料、有機EL材料、PCR診断キット用材料、各種染料等
- (2)機能性樹脂・・・ウレタン原料、接着剤、剥離剤、ウレタン系各種建築・土木用材料、防水・止水工事 医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体
- (3)基礎化学品・・・過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
- (4)アグロサイエンス・・・除草剤、殺虫剤、酸素供給剤
- (5)物流関連・・・倉庫業、貨物運送取扱業、ISOタンクコンテナ保管事業

(注2) 「その他」は、報告セグメントに含まれない区分であり、研究受託業務等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「5.その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間の充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	5,230円81銭
1株当たり当期純利益	410円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円－銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

(1株当たり当期純利益)

①普通株式に係る当期純利益

(a) 親会社株主に帰属する当期純利益 3,251百万円

(b) 普通株主に帰属しない金額 ー百万円

差引普通株式に係る親会社株主に

帰属する当期純利益 3,251百万円

②普通株式の期中平均株式数 7,917,688株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	11,196	7,093	2,507	9,601	1,900	10,599	12,500
会計方針の変更による累積的影響額						△64	△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,196	7,093	2,507	9,601	1,900	10,535	12,436
当期変動額							
剰余金の配当						△435	△435
当期純利益						1,553	1,553
自己株式の取得							
自己株式の処分			1	1			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	–	–	1	1	–	1,118	1,118
当期末残高	11,196	7,093	2,509	9,603	1,900	11,653	13,554

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,670	31,628	2,569	2,784	5,354	36,982
会計方針の変更による累積的影響額		△64				△64
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,670	31,563	2,569	2,784	5,354	36,917
当期変動額						
剰余金の配当		△435				△435
当期純利益		1,553				1,553
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	7	8				8
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△326	–	△326	△326
当期変動額合計	3	1,123	△326	–	△326	796
当期末残高	△1,666	32,687	2,243	2,784	5,027	37,714

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準による当期負担額を計上しております。

(3) 環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用等の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

為替予約取引については、基本的に外貨建取引の成約高の範囲内で行い、金利スワップ取引については、基本的に金利変動リスクをヘッジする目的として行い、投機的な取引は行わない方針であります。

また、ヘッジの有効性の判定については、ヘッジ手段とヘッジ対象の経過期間に係るキャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

当社は、機能性色素セグメント、機能性樹脂セグメント、基礎化学品セグメント、アグロサイエンスセグメントの製品の製造・販売並びに商品の販売を行っております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。主要な製品又はサービス等における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項(3)収益及び費用の計上基準」と同一であるため、記載を省略しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が44百万円減少し、売上原価は77百万円減少し、営業利益は33百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が35百万円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は64百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	—

(繰延税金負債と相殺前の金額 692百万円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 7. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,800百万円

2. 保証債務

他の会社等の金融機関等からの借入金に対し、保証を行っております。

共同過酸化水素株式会社 200百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 4,537百万円

長期金銭債権 199百万円

短期金銭債務 494百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号及び平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(2,784百万円)を純資産の部に、再評価に係る繰延税金負債(1,228百万円)を固定負債の部にそれぞれ計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成11年3月31日公布政令第125号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日及び2001年12月31日

2000年3月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△2,608百万円であり、

2001年12月31日に再評価を行った土地の、期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、△126百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	7,402百万円
	仕入高	1,802百万円
	その他の営業取引高	2,578百万円
営業取引以外の取引高		525百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
茨城県つくば市	社宅	建物及び土地

当社におけるグルーピングの方法は、社内の管理会計上の事業区分に基づく方法により行っております。

上記の建物及び土地については、社員寮の設備の老朽化及び利用者の減少を踏まえ、該当する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失532百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物148百万円、土地383百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 496,038株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要因別内訳

(1) 繰延税金資産	
投資有価証券	782百万円
合併による土地売却益修正損	397百万円
減損損失	245百万円
賞与引当金	127百万円
貸倒引当金	7百万円
棚卸資産評価損	117百万円
環境対策引当金	11百万円
資産除去債務	22百万円
未払費用（賞与法定福利費）	21百万円
その他	257百万円
繰延税金資産小計	1,991百万円
評価性引当額	△1,298百万円
繰延税金資産合計	692百万円
(2) 繰延税金負債	
土地再評価差額金	1,228百万円
その他有価証券評価差額金	1,050百万円
その他	870百万円
繰延税金負債合計	3,149百万円

(注) 繰延税金資産の純額及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債－繰延税金負債 2,456百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	桂産業(株)	東京都中央区	30	化学品の仕入・販売	所有 直接 100.0	製品の販売 原材料の購入	製品の販売 (注1)	2,198	売掛金	548
子会社	保土谷建材(株)	東京都中央区	250	土木・建築材料の 製造・販売	所有 直接 100.0	製品の販売 設備の賃貸	製品の販売 (注1)	1,258	売掛金	716
子会社	保土谷ロジスティックス(株)	東京都中央区	350	倉庫業、貨物 運送取扱業	所有 直接 100.0	物流の委託 設備の賃貸	設備の賃貸 (注3)	312	未収入金	0
子会社	保土谷アグロテック(株)	東京都中央区	60	農薬の製造・販売	所有 直接 80.0	製品の販売 設備の賃貸	資金の貸付 (注2)	650	短期貸付金	650
子会社	HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.),INC.	米国 ニュー ヨーク州	100 (千US\$)	化学品の仕入・販売	所有 直接 100.0	製品の販売 原材料の購入	製品の販売 (注1)	2,070	売掛金	881
子会社	SFC CO.,LTD.	大韓民国 忠清北道	2,317 (百万ウォン)	有機EL材料及び精密化学品の 製造・販売	所有 直接 54.8	製品の製造委託 及び研究受託 資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付 (注2)	-	短期貸付金	700

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売については、市場の実勢価格、総原価を勘案して毎期交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 設備の賃貸については、実績諸費用に基づいて、毎期交渉の上、賃貸料金額を決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (3)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	4,763円35銭
1 株当たり当期純利益	196円20銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	－円－銭

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) (1 株当たり当期純利益の算定上の基礎)

(1 株当たり当期純利益)

①普通株式に係る当期純利益	
(a) 損益計算上の当期純利益	1,553百万円
(b) 普通株主に帰属しない金額	－百万円
差引普通株式に係る当期純利益	1,553百万円
②普通株式の期中平均株式数	7,917,688株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。